

赤磐市役所本庁舎清涼飲料水等自動販売機設置（缶・PET 式）仕様書

1. 自動販売機の設置事業者の選定

自動販売機の設置事業者の選定は、赤磐市公有財産における自動販売機の設置等に関する事務処理要領に基づいて、設置事業者の選定を行う。

2. 設置事業者公募物件

案件名	赤磐市役所本庁舎清涼飲料水等自動販売機設置（缶・PET 式）
所在地	赤磐市下市 3 4 4
設置施設名称	赤磐市役所本庁舎
設置場所	① 1 階 正面玄関横（市民コーナー内） ② 1 階 職員休憩室内 ※いずれも屋内設置（別紙「設置場所詳細図」参照）
設置台数	各 1 台 ※なお、①は災害対応型自動販売機とする。
設置可能寸法	①幅：1,700 mm以内、奥行：950 mm以内、高さ：1,900 mm以内 ②幅：1,300 mm以内、奥行：950 mm以内、高さ：1,900 mm以内 ※寸法には、自動販売機本体ほか、使用済み容器回収ボックス・放熱余地、脚部の転倒防止用鉄板等を含む。（子メーターは除く。） なお、②に使用済み容器回収ボックスの設置は不要とする。
年間販売予想数量間 （本数） ※昨年度実績より算出	①約 1, 8 0 0 本 ②約 3, 6 0 0 本 ※記載の内容は、昨年度実績（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月分）から算出したあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上や稼働率等を保証するものではありません。

3. 設置期間

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

※設置最大更新期限：令和 1 3 年 9 月 3 0 日まで

4. 設置する自動販売機の規格及び条件

- （1）デザインは公序良俗に反しないものとし、著しく華美でないこと。
- （2）省電力やノンフロン対応等、環境に十分配慮したものであること。
- （3）耐震対策を十分に行い、出来る限り建物躯体に負担のかからない方法で設置すること。
- （4）安全対策
 - ①「自動販売機の据付基準（J I S 規格）」及び「自動販売機据付基準マニュアル（日本自動販売機工業会作成）」を遵守した転倒防止対策を施すこと。なお、自動販売機の設

置に伴う事故については、赤磐市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

②「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。なお、自動販売機の汚損又は毀損、盗難等の事故が発生した場合、赤磐市の責に帰することが明らかな場合を除き、赤磐市はその責を負わない。

③「食品、添加物の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

（５）設置にあたり、自動販売機及び回収ボックス等について、施設管理上必要な指導をしたときはそれに従うこと。

（６）設置においては、設置可能寸法を超えないものとする。寸法には、放熱余地・転倒防止用鉄板等を含むものとする。

５．販売品目の条件等

（１）販売品目

①酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む）及びその類似品を除いた水、お茶、コーヒー、ジュース等清涼飲料水（炭酸飲料を含む）を販売対象品目とし、一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成とすること。

②夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品に一部変更すること。

③販売品目は上記①、②を考慮した上で偏りなく構成すること。

（２）販売価格

①メーカー希望小売価格以下で設置事業者により任意に設定した価格とする。

②物価高騰等により販売価格に変動が生じる場合は、事前に赤磐市と協議の上承認を得ること。

６．維持管理責任

（１）商品補充及び金銭管理等自動販売機の維持管理については設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

（２）自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約又は協定等を締結していなければならないものとする。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約書又は協定書等の写しを赤磐市に提出すること。ただし、上記の全てを他の者に委託することはできない。

（３）自動販売機設置場所には、販売する飲料等の使用済容器の回収ボックスを設置し、回収ボックス内にある使用済容器は、他社製品持込等を問わず、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルを行うこと。

（４）衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

（５）自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

（６）自動販売機の故障や破損、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任におい

て、設置事業者の連絡先を明示し、専門技術サービス員を配置して即時に復旧等の対応をすること。

7. 設置事業者の遵守事項

- (1) 自動販売機の利用者に迷惑のかからないよう自動販売機を常に管理すること。
- (2) 回収ボックスを設置し使用済容器の回収をする等、施設の美化運動に協力すること。
- (3) 自動販売機の設置又は撤去等に際しては、市長の指示に従うこと。
- (4) 市長の許可なしに施設に貼紙等をし、又は釘類を打ち込まないこと。
- (5) 自動販売機を設置又は撤去に伴い施設を破損等した場合は、設置事業者の責任において原状に回復すること。許可期間終了後は、直ちに自動販売機を撤去すること。

8. 施設財産の使用許可根拠

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号及び第7項に規定する行政財産の目的外使用許可または都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項に規定する公園施設設置許可（以下、「使用許可」という。）により行う。

9. 施設使用の提出書類

設置事業者は、施設所管課に以下の書類を添付し、自動販売機1台ごと設置許可申請書（様式第1号）を提出すること。

- ①設置場所の自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の仕様が分かる図面
- ②自動販売機の管理関係証明書
※自動販売機の設置管理、商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合に、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し
- ③寄付や災害支援協定等を結んだ場合、その協定書の写し

10. 使用許可期間

- (1) 原則として、使用許可日から翌年3月末日までの単年度使用許可とし、毎年度行政財産使用許可申請書（様式第111号）を提出すること。なお、赤磐市が適当と認めた場合には、1年ごとに更新し、当初の使用許可日から最大5年まで更新できるものとする。
- (2) 赤磐市の行政財産の用途又は目的のため必要が生じた場合、または施設の改廃等がある場合は、使用許可の期間の満了前でも使用許可を取り消すことや一時的に中断を行うことがあるが、この場合設置事業者に損害が生じても赤磐市はその賠償の責を負わないものとする。

11. 使用許可に係る使用料の納付

使用許可に係る使用料は、赤磐市の発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。

12. 自動販売機納付金の納付

- (1) 自動販売機納付金は、協定書に基づき、各自動販売機に係る毎月の売上金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に入札時に落札した売上金納付率を乗じた額とする。
ただし、落札した売上金納付率は固定とし、毎月変更ないものとする。また、納付金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- (2) 自動販売機納付金は、赤磐市の発行する納入通知書又は口座振込により、指定する期日までに全額納入すること。
- (3) 設置事業者は、各月ごとの1台あたりの売上本数等を証明できる伝票等の写しを添付し、毎月の売上金額を自動販売機売上報告書（様式第3号）により翌月15日までに施設所管課に報告すること。なお、各自動販売機の売上額・本数等は公表することがある。

13. その他必要経費等

- (1) 自動販売機の設置及び撤去等に要する工事費、移転費等一切の費用は、設置事業者の負担とする。
- (2) 自動販売機の運転に必要な電気使用料については、全額を設置事業者の負担とし、設置事業者の負担により子メーターを設置すること。
なお、電気使用料については、子メーターの指示値により計測した消費電力量に基づき計算した金額とし、赤磐市の発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。

14. 自動販売機設置の中止

原則として、自動販売機の設置を中止することはできない。

ただし、赤磐市が特例と認める場合や、赤磐市のやむを得ない都合により中止する場合は、この限りではない。

15. 現地確認

設置場所を確認したい場合は、以下連絡先へ事前連絡し、市職員立会のもと実施すること。

（連絡先）赤磐市 財務部 管財課 財産管理班

場所：赤磐市役所本庁舎2階 TEL：086-955-1539

16. その他

- (1) 入札書に記入する半年間売上納付金額(合計)は、設置場所①と②の合計金額とし、金額が最高の業者を設置事業者とする。なお、入札書には必ず別紙「内訳書」を添付すること。
- (2) 別紙「内訳書」に記入する販売価格(税込)は、販売を予定している品目の平均単価とすること。
また、内訳書に記載している半年間予定売上総本数は、昨年度実績より算出した、今年度半年間分（令和8年10月1日～令和9年3月31日）の予定売上本数とする。

- (3) 協定書等には、消費税額を明確に記載し、消費税率に変更が生じた場合は消費税法に従い変更を行うこととする。
- (4) 赤磐市が行う工事等庁舎管理上の理由で自動販売機移設等の必要が生じた場合は、赤磐市が指定した期日までに、設置事業者の負担により対応するものとする。
- (5) 仕様書及び協定書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度赤磐市と設置事業者で協議のうえ定めるものとする。